

平成30年6月11日提出

平成30年6月市議会定例会議案

白 河 市

白河市税条例等の一部を改正する条例

(白河市税条例の一部改正)

第1条 白河市税条例(平成17年白河市条例第72号)の一部を次のように改正する。

第20条中「第48条第3項」を「第48条第5項」に、「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第23条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第48条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第24条第1項中「によって」を「により」に改め、同項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第31条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「、同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第47条の3中「(以下この節)」を「(次条第1項)」に改める。

第47条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第47条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)の特別徴収義務者」と」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第52条第2項」を「第52条第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法

人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第48条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第52条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令

第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第52条に次の2項を加える。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する

会社（以下この条において「会社」という。）、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第98条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同項の前に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法
- (2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法
- (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律

第7号) 附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第94条に次の4項を加える。

7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第95条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条第1項中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第3条の2第1項中「第48条第3項」を「第48条第5項」に改め、同条第2項中「第52条」を「第52条第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第4条第1項中「第52条に」を「第52条第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第12項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第

17項とし、同条第11項を同条第15項とし、同項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第10条の2中第10項を第14項とし、同条第9項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第8項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第7項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第5項の次に次の5項を加える。

6 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

10 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第3項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同条第4項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同条第6項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第7項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同条第8項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第9項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同条第11項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24

年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第15項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第16項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法(昭和59年法律第72号)第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「(昭和59年法律第72号)」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 白河市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(白河市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 白河市税条例等の一部を改正する条例(平成27年白河市条例第30号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項中「新条例」を「白河市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「白河市税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中白河市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条から第7条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中白河市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中白河市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中白河市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中白河市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中白河市税条例附則第10条の2第11項を同条第15項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同条第16項に係る部分に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第25号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の白河市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度

分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の白河市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の白河市税条例（次項において「新条例」という。）第52条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。
- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。次条において「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に改正法第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第5条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第6条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条

第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第9条第1項及び第11条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（白河市税条例等の一部を改正する条例（平成27年白河市条例第30号）附則第5条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の白河市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第9条第1項及び第11条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	白河市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白河市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第6条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出	平成30年改正条例附則第6条第3項の納期限

	期限	
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第6条第3項

- 5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

- 第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

- 第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

- 第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1.00

0本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第11条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の白河市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	白河市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白河市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

- 5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等

について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の白河市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	白河市税条例等の一部を改正する条例（平成30年白河市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2	平成30年改正条例附則第1

	項	1条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて同項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例の一部を改正する条例

白河市東日本大震災による被災者に対する市税等の減免に関する条例（平成 23 年白河市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（平成 30 年度における国民健康保険税の減免の特例）

22 第 6 条第 5 号又は第 6 号に規定する世帯で、次に掲げるものに係る国民健康保険税に対する第 7 条の規定の適用については、同条中「、平成 23 年度及び平成 24 年度」とあるのは、「及び平成 23 年度から平成 30 年度まで」とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた世帯

(2) 平成 29 年 4 月 1 日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた世帯（当該世帯に属する国民健康保険の被保険者に係る平成 29 年の国民健康保険法施行令第 29 条の 3 第 2 項に規定する基準所得額の合計額が 600 万円を超えるものを除く。）

（平成 30 年度における介護保険料の減免の特例）

23 第 8 条第 4 号又は第 5 号に規定する避難又は退避を行った者で、次に掲げるものに係る介護保険料に対する第 9 条の規定の適用については、同条中「、平成 23 年度及び平成 24 年度」とあるのは、「及び平成 23 年度から平成 30 年度まで」とする。

(1) 帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）に住所を有していた者

(2) 平成 29 年 4 月 1 日までに指示が解除された緊急時避難準備区域、居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域（原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定による原子力災害対策本部長の指示の対象とされた区域をいう。）又は指定が解除された特定避難勧奨地点に住所を有していた者（合計所得金額（平成 29 年中の法第 29 条第 1 項第 13 号に規定する合計所得金額（法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額、法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第 34 条第 4 項に規定する課税長期譲渡所得金額（法第 31 条第 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条第 5 項に規定する課税短期譲渡所得金額（法第 31 条第 4 条の 2 の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額、法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場

株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額がある場合は、当該金額を含む。)をいう。)が633万円以上のものを除く。)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第 88 号

白河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

白河市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年白河市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）第 4 条に規定する免許状を有する者

第 10 条第 3 項第 5 号中「卒業した者」の次に「(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」を加え、同項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項第 5 号の改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

平成 30 年 6 月 11 日提出

白河市長 鈴木 和 夫

白河市創業者支援施設条例

(設置)

第 1 条 創業を希望する者に対し、自由に交流できる活動拠点を提供することにより、特色ある事業の創出を促し、もって地域産業の振興に寄与するため、白河市創業者支援施設（以下「支援施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
白河市創業者支援施設	白河市中町 65 番地

(休館日)

第 3 条 支援施設の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 1 月 2 日及び同月 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日

(利用時間)

第 4 条 支援施設の利用時間は、午前 9 時から午後 6 時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(利用対象者)

第 5 条 支援施設を利用することができる者は、将来市内において事業所、事務所、工場等（以下「事業所等」という。）を設置し事業の展開を図ろうとする者又は現に市内において事業所等を設置し事業を展開している者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 新規に事業を開始しようとする者
- (2) 事業を開始した日以後 1 年を経過していない者
- (3) その他市長が適当と認める者

(利用の許可)

第 6 条 支援施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可に際し、必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第 7 条 市長は、支援施設を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第 1 項の許可をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備、備品等を損傷するおそれがあるとき。

- (3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、支援施設の設置の目的に反するとき。

(使用料の納入義務)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、規則で定めるところにより、別表に定める使用料を納入しなければならない。

(使用料不返還の原則)

第9条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、支援施設を利用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(施設等の変更の禁止)

第11条 利用者は、支援施設の利用に際し、これに特別の設備をし、又はその現状の変更をしてはならない。ただし、市長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復)

第12条 利用者は、支援施設の利用を終了したとき、又は利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第13条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止させることができる。

- (1) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。
- (2) 第6条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない理由が生じたとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責めを負わない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、市長の指示に従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、支援施設の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 支援施設の利用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表（第8条関係）

区分	使用料
----	-----

指定席	月額 6,000円
自由席	月額 2,000円
附属設備等	規則で定める額

備考

- 1 第3条ただし書又は第4条ただし書の規定により利用することができる場合の指定席又は自由席の使用料は、1時間につき500円とする。
- 2 前項の場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間とする。

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第90号

小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約について

市は、次のとおり小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 小峰城跡（築出櫓）第2期ほか石垣復旧工事
- 2 工 期 議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月29日まで
- 3 契約金額 179,280,000円
- 4 契約の方法 制限付一般競争入札
- 5 契約の相手方 白河市東大沼176番地1
株式会社 鈴木建設
代表取締役 鈴木 清 次

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木 和 夫

議案第91号

小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約の一部変更
について

平成29年6月28日市議会の議決を受けた議案第71号小峰城跡（月見櫓）ほか石垣復旧工事請負契約についての一部を次のように変更する。

契約金額中「519,826,680円」を「514,978,560円」に変更する。

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

議案第92号

市道路線の廃止について

市道の路線を次のように廃止する。

1 廃止する路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1131	結城1号線	白河市結城43番地	
		白河市結城45番地	

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第2号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第3号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第6号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第4号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第5号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第7号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第8号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

別紙
専決第8号

損害賠償について

市は、次により、物損事故に係る損害を賠償する。

1 損害賠償の相手方の住所及び氏名

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■

2 損害賠償の額

352,541円

3 損害賠償をする理由

平成30年2月2日白河第三小学校北側駐車場において、駐車していた■■■■氏所有の普通自動車に体育館屋根からの落雪があり、同自動車に損害を与えたため

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

平成30年5月2日

白河市長 鈴木 和 夫

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

専決第9号 損害賠償について

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

報告第11号

法人の経営状況について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、市が出資している法人の経営状況を説明する書類を別冊のとおり提出する。

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

- 1 白河地方土地開発公社
- 2 公益財団法人白河観光物産協会
- 3 株式会社ひがし振興公社
- 4 一般社団法人産業サポート白河

報告第12号

平成29年度白河市継続費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、平成29年度白河市一般会計予算の継続費のうちから、次のとおり平成30年度へ通次繰り越したので、報告する。

平成29年度白河市継続費繰越し計算書

一般会計

款	項	事業名	継続費の 総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度通次 繰越額	繰越金	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計					国 支出金	県 支出金	地方債
55 教育 費	20 小学 校費	釜子小学校 建設事業屋 内運動場等 工事	501,356,000	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		釜子小学校 建設事業校 舎大規模改 修工事	417,650,000		208,825,000	208,825,000	194,640,000	14,185,000	14,185,000	14,185,000			
					250,678,000	250,678,000	223,240,000	27,438,000	27,438,000	27,438,000			

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

平成29年度白河市繰越明許費繰越しの報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第1項の規定により、平成29年度白河市一般会計予算及び平成29年度白河市公共下水道事業特別会計予算の繰越明許費に係る歳出予算の経費を次のとおり平成30年度へ繰り越したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年度白河市繰越明許費繰越し計算書

I 一般会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
15 総務費	10 総務管理費	戊辰150周年記念事業	円 5,562,000	円 5,562,000	円	円	円	円 5,562,000
		集会所整備事業	14,103,000	14,103,000		13,200,000	903,000	
20 民生費	20 児童福祉費	放課後児童クラブ運営費	6,162,000	6,162,000	[国 5,133,000 県 4,107,000 1,026,000]			1,029,000
		仮置き場設置事業	69,598,000	69,598,000	県 69,598,000			
25 衛生費	10 保健衛生費	民間宅地除染対策事業	408,320,000	408,320,000	県 408,320,000			

35 農林水産業費	10 農業費	畜産クラスター事業	488,000	488,000					488,000
	20 林業費	ふくしま森林再生事業	90,792,000	83,943,000			県	67,421,000	16,522,000
40 商工費	10 商工費	中心市街地活性化事業	81,796,000	81,796,000			[国 県	47,877,000 28,428,000 19,449,000	33,919,000
		道路維持管理事業	5,350,000	5,350,000					5,350,000
45 土木費	20 道路橋りょう費	道路側溝清掃事業	26,642,000	17,140,000			国	13,321,000	3,819,000
		道路改良事業(交付金)	241,792,000	169,151,000			国	92,632,000	72,400,000
	50 住宅費	公営住宅ストック総合改善事業	6,056,000	6,056,000			国	2,828,000	3,000,000
	30 中学校費	白河第二中学校建設事業	23,423,000	23,423,000					23,423,000
55 教育費	50 社会教育費	文化センター一般管理費	58,445,000	57,060,000			国	5,139,000	12,500,000
	50 社会教育費	小峰城跡ホープツリーズム拠点整備事業	305,980,000	305,980,000			国	152,925,000	122,500,000
	20 公共土木施設災害復旧費	河川単独災害復旧事業(現年災)	7,648,000	7,648,000				6,900,000	748,000
60 災害復旧費	30 文教施設災害復旧費	文化財補助災害復旧事業(過年度)	280,987,000	272,517,000			国	189,435,000	83,082,000

2 公共下水道事業特別会計

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
10 公共下水道事業費	10 公共下水道事業費	処理場（一般）建設事業	18,000,000	18,000,000	国 9,900,000	地方債 7,200,000	900,000	
		管渠（一般）事業	41,476,000	24,093,000	国 12,001,000	10,800,000	1,292,000	
		単独（起債）事業	56,588,000	56,361,000		53,400,000	2,961,000	
		下水道施設等更新事業	48,000,000	38,000,000	国 20,900,000	15,200,000	1,900,000	

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

平成29年度白河市水道事業会計予算の繰越しの報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、平成29年度白河市水道事業会計予算のうちから、次のとおり平成30年度へ繰り越したもので、同条第3項の規定により報告する。

平成29年度白河市水道事業会計予算繰越計算書

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金	一般財源			
1. 資本的支出	1. 建設改良費	一般改良事業関辺・小松地内配水管布設工事	92,360,000	0	92,360,000	92,360,000	0	0	0	藤野川河川占用協議及び許可に時間を要するため
		殿田表地内配水管移設工事	36,504,000	0	36,504,000	36,504,000	0	0	0	県営注河川改修工事に伴う移設工事であり、県との調整に時間を要するため

平成30年6月11日提出

白河市長 鈴木和夫

